

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 2 1 号虎ノ門 3 3 森ビル 7 階
(名称) グレイステクノロジー株式会社
(法人番号 6010001070226)

上記被審人に対する令和 3 年度 (判) 第 1 3 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 4 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 4 年 6 月 2 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 4 年 4 月 2 6 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル7階に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた（令和4年2月28日上場廃止）会社である。

被審人は、売上の架空計上及び売上の前倒し計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年8月10日	第18期第1四半期（平成29年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成29年4月1日～同年6月30日の第1四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲13百万円であるところを3百万円と記載	売上の過大計上等
2	平成29年11月13日	第18期第2四半期（平成29年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成29年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が35百万円であるところを109百万円と記載	売上の過大計上等
3	平成30年2月14日	第18期第3四半期（平成29年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成29年4月1日～同年12月31日の第3四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が102百万円であるところを165百万円と記載	売上の過大計上等
4	平成30年6月29日	第18期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	平成29年4月1日～平成30年3月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が212百万円であるところを278百万円と記載	売上の過大計上等

5	平成30年 11月13日	第19期第2四半期（平成30年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成30年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 59百万円であるところ を132百万円と記載	売上の架空 計上等
6	平成31年2 月13日	第19期第3四半期（平成30年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成30年4月1日～同年12月31日の第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 57百万円であるところ を219百万円と記載	売上の過大 計上等
7	令和元年 6月28日	第19期（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に係る有価証券報告書	平成30年4月1日～平成31年3月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が 203百万円であるところ を375百万円と記載	売上の過大 計上等
8	令和元年 8月9日	第20期第1四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書	平成31年4月1日～令和元年6月30日の第1四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 16百万円であるところ を112百万円と記載	売上の過大 計上等
			平成31年4月1日～令和元年6月30日の第1四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,120百万円であるところ を1,468百万円と 記載	
9	令和元年 11月13日	第20期第2四半期（令和元年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成31年4月1日～令和元年9月30日の第2四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 78百万円であるところ を267百万円と記載	売上の過大 計上等
			令和元年7月1日～同年9月30日の第2四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 1,211百万円であるところ を1,652百万円と 記載	

10	令和2年 2月13日	第20期第3四半期（令和元年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成31年4月1日～令和元年12月31日の第3四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が61百万円であるところを426百万円と記載	売上の過大計上等
			令和元年10月1日～同年12月31日の第3四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,194百万円であるところを1,811百万円と記載	
11	令和2年 6月26日	第20期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に係る有価証券報告書	平成31年4月1日～令和2年3月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が146百万円であるところを659百万円と記載	売上の過大計上等
				貸借対照表	純資産額が1,472百万円であるところを2,237百万円と記載	
12	令和2年 8月7日	第21期第1四半期（令和2年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年6月30日の第1四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲17百万円であるところを145百万円と記載	売上の過大計上等
			令和2年4月1日～同年6月30日の第1四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,333百万円であるところを2,260百万円と記載	
13	令和2年 11月13日	第21期第2四半期（令和2年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が93百万円であるところを343百万円と記載	売上の過大計上等
			令和2年7月1日～同年9月30日の第2四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,443百万円であるところを2,457百万円と記載	

14	令和3年 2月15日	第21期第3四半期（令和2年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が376百万円であるところを807百万円と記載	売上の過大計上等
			令和2年10月1日～同年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,727百万円であるところを2,922百万円と記載	
15	令和3年 6月30日	第21期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に係る有価証券報告書	令和2年4月1日～令和3年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が565百万円であるところを1,076百万円と記載	売上の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,928百万円であるところを3,204百万円と記載	

（注）金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号4、同7、同11及び同15の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号1、同2、同3、同5、同6、同8、同9、同10、同12、同13及び同14の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同2、同3及び同4の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第18期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）第1四半期（平成29年4

月 1 日から同年 6 月 30 日まで)に係る四半期報告書(以下「第 18 期第 1 四半期報告書」という。)、同事業年度第 2 四半期(平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで)に係る四半期報告書(以下「第 18 期第 2 四半期報告書」という。)、同事業年度第 3 四半期(平成 29 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)に係る四半期報告書(以下「第 18 期第 3 四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第 18 期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 18 期第 1 四半期報告書	1, 273, 255 円
第 18 期第 2 四半期報告書	1, 477, 545 円
第 18 期第 3 四半期報告書	1, 954, 521 円
第 18 期有価証券報告書	1, 656, 311 円

が、いずれも

- ② 6, 000, 000 円

を超えないことから、

第 18 期第 1 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 18 期第 2 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 18 期第 3 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 18 期有価証券報告書については、6, 000, 000 円

となるが、第 18 期第 1 四半期報告書、第 18 期第 2 四半期報告書、第 18 期第 3 四半期報告書及び第 18 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第 18 期事業年度)に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6, 000, 000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 18 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000)$$

$$= 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 18 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000)$$

$$= 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 18 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 1,200,000$ 円

第 18 期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 2,400,000$ 円

となる。

表の番号 5、同 6 及び同 7 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 19 期事業年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）第 2 四半期（平成 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 19 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（平成 30 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 19 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 19 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 19 期第 2 四半期報告書	2,129,814 円
第 19 期第 3 四半期報告書	2,137,301 円
第 19 期有価証券報告書	1,894,350 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 19 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 19 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 19 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 19 期第 2 四半期報告書、第 19 期第 3 四半期報告書及び第 19 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 19 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 19 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 19 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 19 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 8、同 9、同 10 及び同 11 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 20 期事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 20 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和元年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 20 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和元年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 20 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 20 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

（	第 20 期第 1 四半期報告書	1,978,008 円	）
	第 20 期第 2 四半期報告書	2,398,434 円	
	第 20 期第 3 四半期報告書	2,464,663 円	
	第 20 期有価証券報告書	2,301,281 円	

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 20 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 20 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 20 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 20 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 20 期第 1 四半期報告書、第 20 期第 2 四半期報告書、第 20 期第 3 四半期報告書及び第 20 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 20 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 20 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 20 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 20 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 20 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 12、同 13、同 14 及び同 15 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 21 期事業年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 21 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 2 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 21 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 21 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 21 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 21 期第 1 四半期報告書	3, 336, 539 円
第 21 期第 2 四半期報告書	4, 393, 777 円
第 21 期第 3 四半期報告書	5, 495, 428 円
第 21 期有価証券報告書	4, 549, 183 円

が、いずれも

② 6, 000, 000 円

を超えないことから、

第 21 期第 1 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 21 期第 2 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 21 期第 3 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 21 期有価証券報告書については、6, 000, 000 円

となるが、第 21 期第 1 四半期報告書、第 21 期第 2 四半期報告書、第 21 期第 3 四半期報告書及び第 21 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 21 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6, 000, 000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 21 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 21 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 21 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 21 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 6, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) = 2, 400, 000 \text{ 円}$$

となる。